

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>別添3－1</p> <p style="text-align: center;">豚肉骨粉等の製造基準</p> <p>1 原料受入に係る基準</p> <p>(1) 収集先</p> <p>豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添3－2の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって、別記様式第9号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。</p> <p>なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は<u>分娩後に子宮から排出された豚の胎盤</u>（以下「<u>豚胎盤</u>」という。）であり、<u>これら以外のものの混入がない</u>ことが目視で確認できる状態であるものに限る。</p> <p>(2) 原料の輸送</p> <p>原料の輸送に当たっては、別添3－2の確認基準を満たした条件で輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない豚又は<u>豚胎盤</u>を輸送するに当たっては、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。</p> <p>(3) 原料受入時の品質管理・記録</p> <p>原料受入時に受入原料に豚由来以外の動物質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚又は<u>豚胎盤</u>であり、<u>豚以</u></p>	<p>別添3－1</p> <p style="text-align: center;">豚肉骨粉等の製造基準</p> <p>1 原料受入に係る基準</p> <p>(1) 収集先</p> <p>豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添3－2の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって、別記様式第9号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。</p> <p>なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚であり、<u>豚以外の動物</u>の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。</p> <p>(2) 原料の輸送</p> <p>原料の輸送に当たっては、別添3－2の確認基準を満たした条件で輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない豚を輸送するに当たっては、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。</p> <p>(3) 原料受入時の品質管理・記録</p> <p>原料受入時に受入原料に豚由来以外の動物質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚であり豚以外の原料の混</p>

外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること、確認した原料供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) (略)

2～5 (略)

入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること、確認した原料供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) (略)

2～5 (略)